く対策のポイント>

国内で使用が広く認められている食品添加物等であっても、他国で使用が認められていない場合があり、中小の食品製造事業者等が代替添加物を検討するため、使用基準等を整理した情報が求められています。本事業では、既に作成済みの着色料、乳化剤等に続き、保存料等について、それぞれの輸出先国で認められている添加物への代替利用を促す早見表の作成や、規制対応等のための包材の切替等(国際標準化)を支援することで、加工食品の輸出を促進します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大(2兆円[2025年まで]、5兆円[2030年まで])

く事業の内容>

1. 早見表作成等

主要な輸出先10ヶ国・地域について、規制根拠である関連法規等を調査・整理するとともに、保存料等の食品添加物の用途、使用基準、規格の早見表を作成します。

2. 研修会・勉強会の開催

食品添加物、賞味期限延長等の勉強会や研修会の開催等により知見を共有します。

3. 規制や賞味期限延長への対応、食品添加物・包材の切替等

輸出先国・地域の規制や賞味期限延長への対応のため、代替添加物・包材の切替や試験、商品開発、分析機器導入等を支援します。

<事業の流れ>

玉

1, 2, 3 定額

民間団体等

(民間事業者、一般社 団法人等含む) 3. 定額

食品製造事業者等

く事業イメージ>

1.早見表作成等

国別・添加物種別の代替添加物「早見表」を作成

R4年度:着色料 R5年度:乳化剤等

R6年度:保存料等



2. 研修会·勉強会



研修会による知見の共有

3. 代替添加物・包材の切替、 賞味期限延長のための対応等



商品の開発に必要な分析機器導入等

[お問い合わせ先] 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(03-6744-2068)